

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集の実施結果について

1. 募集意見の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・記者発表、関係資料を環境省ホームページに掲載

(2) 意見提出期間

平成26年1月14日（火）～平成26年2月13日（木）

(3) 意見提出方法

- ・郵送、FAX、電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2. 意見募集結果

意見提出件数 電子メール2通

意見の概要

- ・個体登録及び再交付に際して、手続きが増えた訳でもないのに、具体的な根拠すら示されない手数料の大幅な値上げには反対。
- ・おおとかけ科の原材料器官等についての登録については、大幅な手数料の増額になると思われ、この影響を受ける者に対して配慮すべき。また、この機会に事前登録に関する手続を整備すべき。

考え方

- ・手数料は実費を勘案して設定することとされており、個体登録及び再交付の手数料については、現在の業務量及び必要経費の実態を踏まえ、設定しております。
- ・おおとかけ科の原材料器官等については、現在、登録申請件数が少ないことから、関係者と調整の上、通常登録と同額としております。なお、今般の種の保存法の改正では、事前登録について特段の変更がございません。